

第5期

摂津市地域福祉計画（案）

Settsu city



※表紙については、計画案が確定次第、変更となります。

令和 7 年 9 月 時点

摂津市

はじめに

A grid of 60 empty circles arranged in 6 rows and 10 columns. The circles are evenly spaced and have a consistent size.

お写真

令和8年（2026年）3月

攝津市長 嶋野 浩一朗

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは	2
2 計画の目指す役割	3
3 計画概要	5
4 計画の推進	7
第2章 地域福祉を取り巻く現状	9
1 社会情勢の変化	10
2 統計からみる市の現状	12
3 アンケート調査からみる現状	17
4 地域福祉懇談会からみる現状	20
5 課題のとりまとめと今後の方向性	21
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念（目指す姿）	24
2 基本目標	25
3 一体的に推進する項目	27
4 施策体系	28
第4章 具体的な施策の推進	29
基本目標1 地域を支える人づくり	30
基本目標2 住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくりエラー！ ブックマークが定義されていません。	
基本目標3 まち全体で受け止め・支える仕組みづくりエラー！ ブックマークが定義されていません。	
資料編	31
1 関係法令	32
2 地域福祉計画推進協議会委員名簿	32
3 策定スケジュール	32
4 用語解説	32



第1章

計画の策定にあたって



地域福祉とは



計画の目指す役割



計画概要



1 地域福祉とは

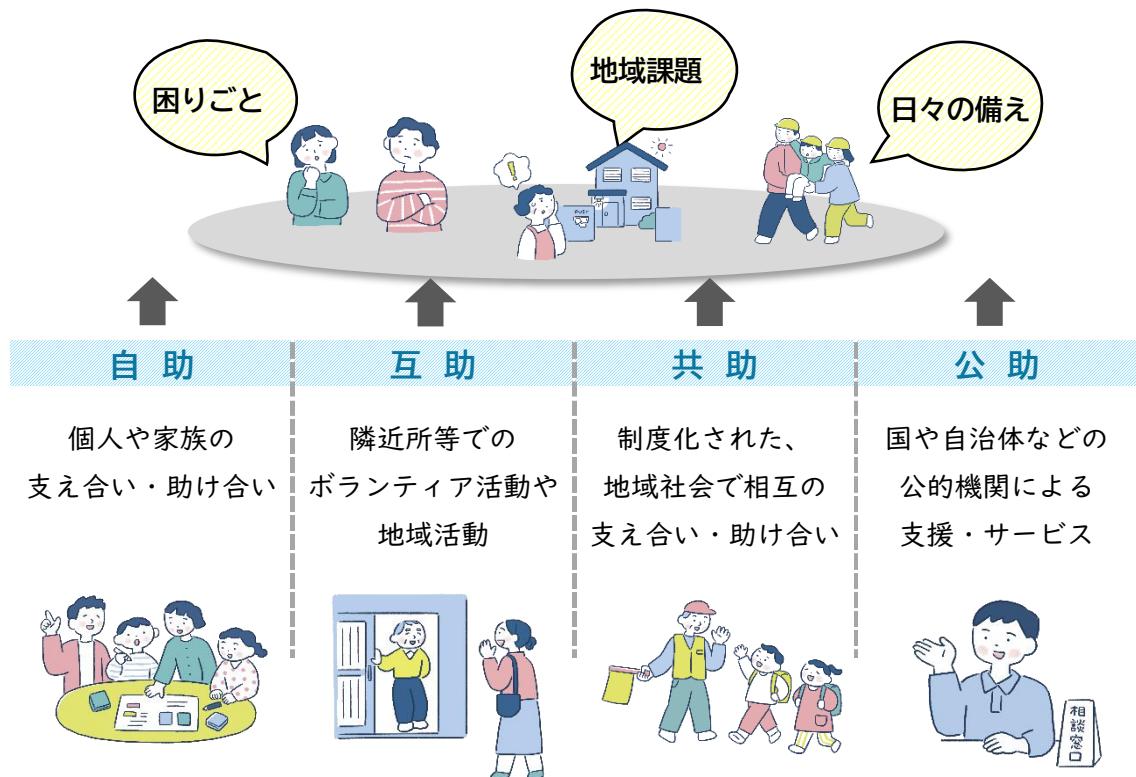
地域福祉とは、地域住民が誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域に関わるすべての人が主体的に関わり、地域社会全体で福祉課題や地域共生社会の実現に向けて取り組む仕組みを指します。

市民一人ひとりのウェルビーイング〈W e l l (よい) – b e i n g (状態)〉を実現するためには、住民や地域団体、様々な機関が協働して支え合うことが重要です。

市民一人ひとりが安心して自分らしい
生活を送ることができる地域をみんなでつくる



■ 地域福祉を推進するため役割



2 計画の目指す役割

(1) 社会的な背景

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化や地域住民の社会的なつながりの希薄化などにより、時代と共に地域を取り巻く環境が変化しています。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」や、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が激変する「2040年問題」といった高齢者にまつわる社会問題も顕在化し、高齢化の進展は留まることなく進んでいます。

この結果、これまでのような福祉の分野別支援だけでは対応が困難な複合化・複雑化した福祉課題が顕在化してきています。

これらの福祉課題に対応するためには、行政と地域住民や地域の多様な主体とが協働して課題に取り組む包括的な支援体制を構築する必要があります。



(2) 計画の趣旨

摂津市（以下 本市という）では、令和2年（2020年）3月に「第4期摂津市地域福祉計画」を策定し、「みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるつながりのまちづくり」を基本理念とするさまざまな施策や事業を展開してきました。

国や市の動向やこれまでの取組を整理し、さまざまな人々による助けあいや支えあい、行政と地域住民・地域の多様な主体の協働による取組みなど、地域福祉をさらに推進するための方向性を示すため、「第5期摂津市地域福祉計画」（以下 本計画という）を策定するものです。

(3) 地域福祉活動計画との連携

摂津市社会福祉協議会では、「地域福祉計画」と同期間に「地域福祉活動計画」を策定し、校区等福祉委員会活動の支援をはじめ、様々な事業の推進に努めてきました。

地域福祉活動計画と整合・連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進してまいります。

地域福祉計画に欠かせない事項

地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度のはざまなど）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの課題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えたひとり一人の生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。



重層的支援体制整備事業

市全体で断らない相談支援体制を整備するため、既存の相談支援や地域づくりに係る取組を活かし、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための事業です。

社会福祉法第106条の4第2項に規定の「相談支援」「参加支援」「地域づくり」に係る各事業を個別に行うのではなく、一体的に実施するものです。

3 計画概要

(1) 法令根拠

この計画は、地域共生社会に向けて、地域福祉のあり方や推進に向けた基本的な方向を定めるため、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」です。

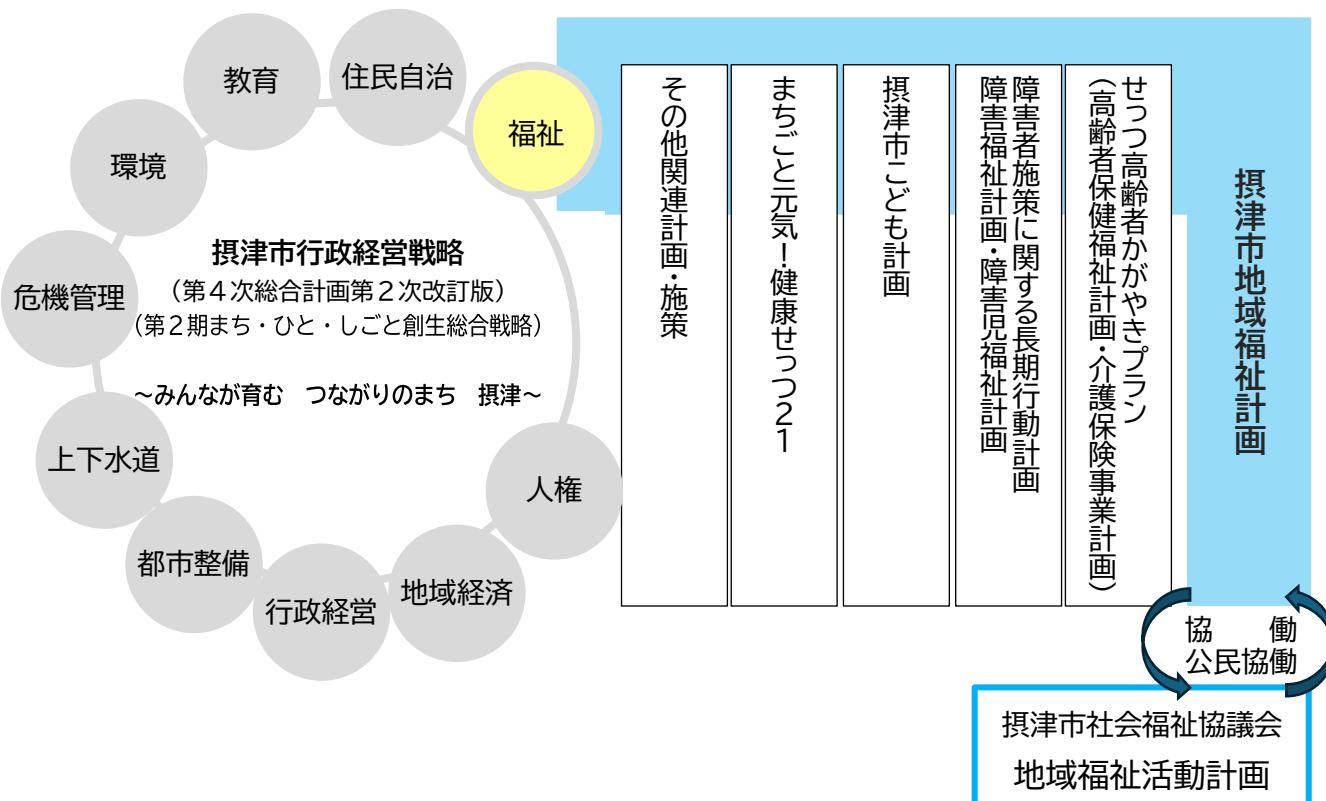
また、下記の法律に基づく、計画を包含しています。

- 社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」



(2) 関係計画等との整合

本計画は、「摂津市行政経営戦略」で示す福祉分野における「地域福祉」にあたり、子どもや高齢者や障害者等の各福祉計画において共通して取り組むべき事項を定める上位計画に位置づけています。



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

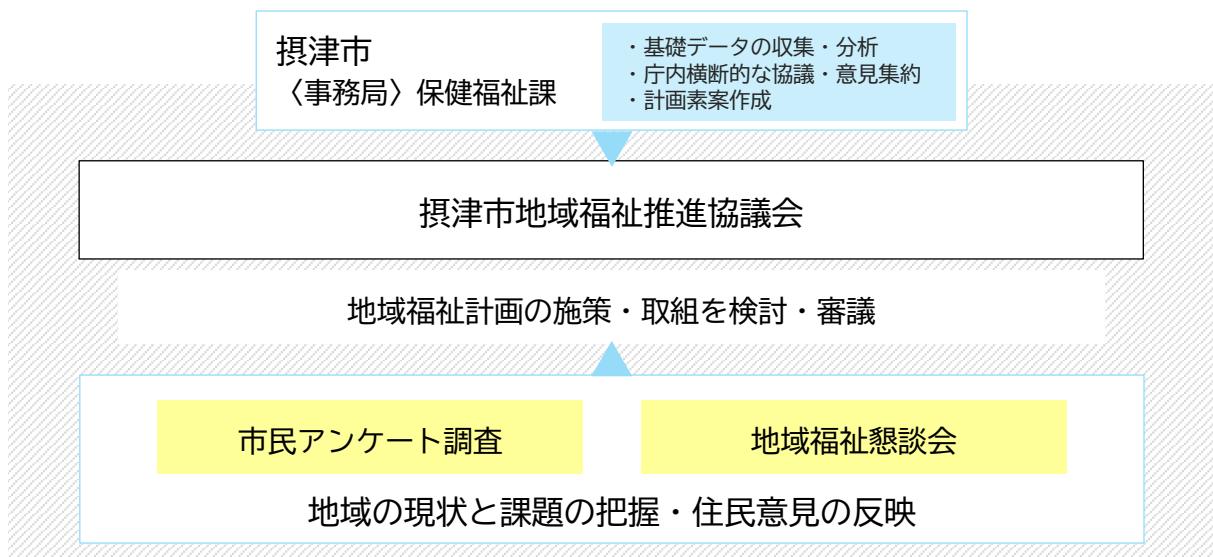
■地域福祉計画と関連計画の計画期間

計画名	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
地域福祉計画	第4期				第5期			第6期
せつつ高齢者 かがやきプラン		第9期			第10期			第11期
障害者施策に関する 長期行動計画				第4次（後期）			第5次（前期）	
障害福祉計画		第7期			第8期			第9期
障害児福祉計画		第3期			第4期			第5期
摂津市こども計画				第1期				第2期
まちごと元気！ 健康せつつ21					第3次			
地域福祉活動計画 ※社会福祉協議会	第2期				第3期			第4期

(4) 計画の策定手法

計画策定にあたっては、本市の市民ニーズをより的確に把握する手法として、定量的調査として「市民アンケート調査」、定性的調査として「地域福祉懇談会」を実施します。また、「摂津市地域福祉推進協議会」において計画内容を審議しました。

なお、計画に市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。



4 計画の推進

(1) 計画の推進体制

地域福祉に関する課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、防災など、多岐にわたります。そのため、関係各課が地域福祉に関する課題や問題を共有しつつ、連携して本計画を推進し、課題解消に取り組んでいきます。

また、地域における様々な問題や課題の解決には、行政や社会福祉協議会のみならず、地域住民や福祉団体、市民公益活動団体など、様々な主体の参加・協力が必要となります。

そのため、本計画の周知・啓発に積極的に取組み、市民、関係団体・機関等の協働のもと、地域が一丸となって地域福祉を推進していく体制の整備に取組みます。



(2) 計画の進行管理

本計画は、基本理念に基づき市民と行政が協働して取組むべきものです。

計画の進行管理・進捗状況の確認については、計画に基づいて実施した取組みの状況や本計画の下位に位置付けられた計画に基づき実施された取組みの成果等について、学識経験者や市内の関係機関、関係団体等で構成する「摂津市地域福祉計画推進協議会」において審議し、総合的に評価を行います。

また、進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルに基づき、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取組んでいきます。

なお、評価に用いる指標は、施策展開や社会情勢の変化等により変動することも見込まれることから、隨時、最新の指標を一覧としてまとめ、ホームページで公開していきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

① 社会福祉協議会の役割

今後も増加することが予想される福祉課題に適切に対応していくためには、行政と地域住民双方の協働はもとより、その間をつなぐ役割を担う社会福祉協議会の存在が、ますます重要になります。

摂津市社会福祉協議会では、これまで、校区等福祉委員会などの活動支援やボランティアの派遣、高齢者支援の中核的な機関となる地域包括支援センターの運営、さらには、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業や地域住民相互のつながりを発掘しコーディネートする生活支援コーディネーター事業などを展開してきました。

また、大規模な災害時には、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの派遣や避難行動要支援者の安否確認などにも努めています。

今後、介護、子育て、貧困など様々な課題に迅速かつ柔軟に対応していくため、社会福祉協議会の活躍が期待されています。

② 地域福祉活動計画

摂津市社会福祉協議会では、地域住民や民間団体の参画と協働を進める活動計画である「地域福祉活動計画」を策定しています。

第2期地域福祉活動計画では、第4期摂津市地域福祉計画の基本理念を共有のもと、地域福祉計画のアクションプランと位置づけ、地域のニーズに即した柔軟な活動を展開してきました。

第3期摂津市地域福祉活動計画においても、第5期摂津市地域福祉計画と相互に連携しながら地域福祉を推進するため、一体的に計画を策定しています。



第2章

地域福祉を取り巻く現状



社会情勢の動向



統計からみる市の現状



アンケート調査からみる市の現状



地域福祉懇談会からみる市の現状



課題のとりまとめと今後の方向性



1 社会情勢の変化

(1) 福祉関係法制度に係る国の動向

地域福祉	<p>●<u>社会福祉法の改正（2021（令和3）年4月施行）</u> 複雑化・複合化した福祉課題に対応する包括的な支援体制を構築するための「重層的支援体制整備事業」が創設された。</p> <p>●<u>孤独・孤立対策推進法の制定（2024（令和6）年4月施行）</u> 孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会を目指し、孤独・孤立対策の実施等が規定された。</p>
高齢者福祉	<p>●<u>共生社会の実現するための認知症基本法を制定（2024（令和6）年1月施行）</u> 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国が「認知症施策推進基本計画」を策定した。</p>
障害者福祉	<p>●<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（2024（令和6）年4月施行）</u> 平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月に施行された。令和6年4月に改正法が施行され、事業者に対して「合理的配慮」の提供が義務化された。</p>
児童福祉	<p>●<u>こども基本法の制定（2023（令和5）年4月施行）</u> こども基本法の施行とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた新たな司令塔として、こども家庭庁が創設された。 また、この法律では「こどもの意見を表明する機会の確保」と「こどもの意見の反映」について規定された。</p>
その他	<p>●<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定（2024（令和6）年4月施行）</u> 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添った切れ目のない包括的な支援を行う女性支援のための法律が制定された。</p> <p>●<u>災害対策基本法の改正（2021（令和3）年5月施行）</u> 災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、市町村に対して避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化された。</p>

(2) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsとは持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。平成27年9月に国連サミットで採択され、「誰ひとり取り残さない」ことを基本理念に掲げています。

本計画においてもSDGsのゴール（目標）を実現する視点を持ち、施策を推進します。



2 統計からみる市の現状

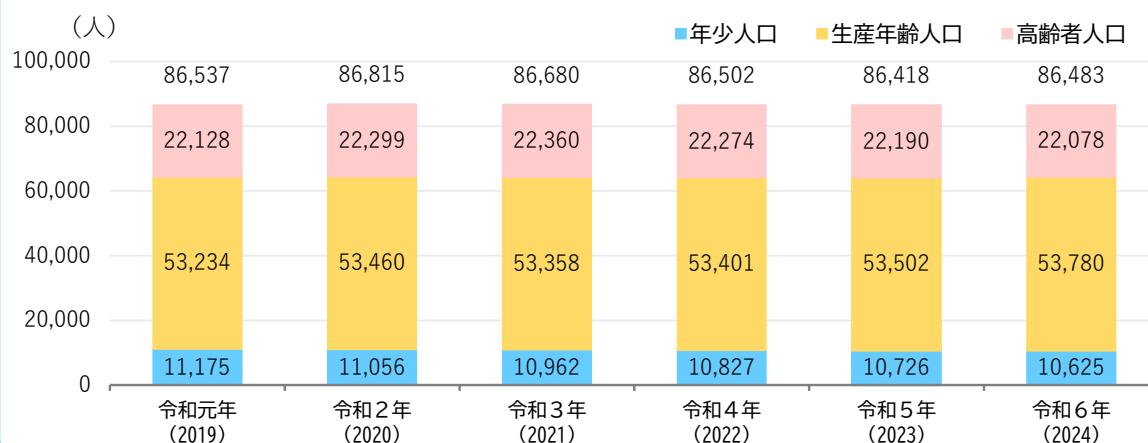
(1) 人口の状況

① 人口の推移

総人口の推移をみると、増減を繰り返しながら横ばいに推移しており、令和6年（2024）では86,483人となっています。



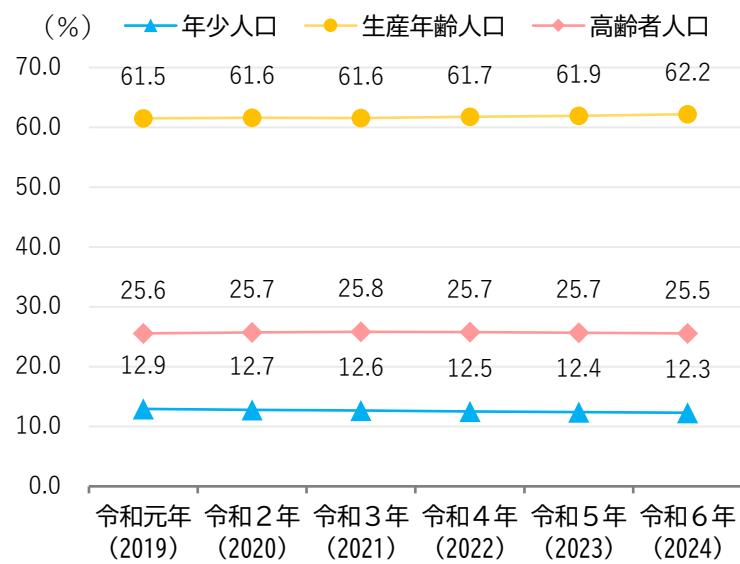
■年齢3区分人口の推移



令和元年（2019）以降、生産年齢人口は増加している中で、年少人口は減少が続いているおり、高齢者人口割合は横ばいに推移しているものの、将来的には、急激な少子高齢化が進行する可能性があります。



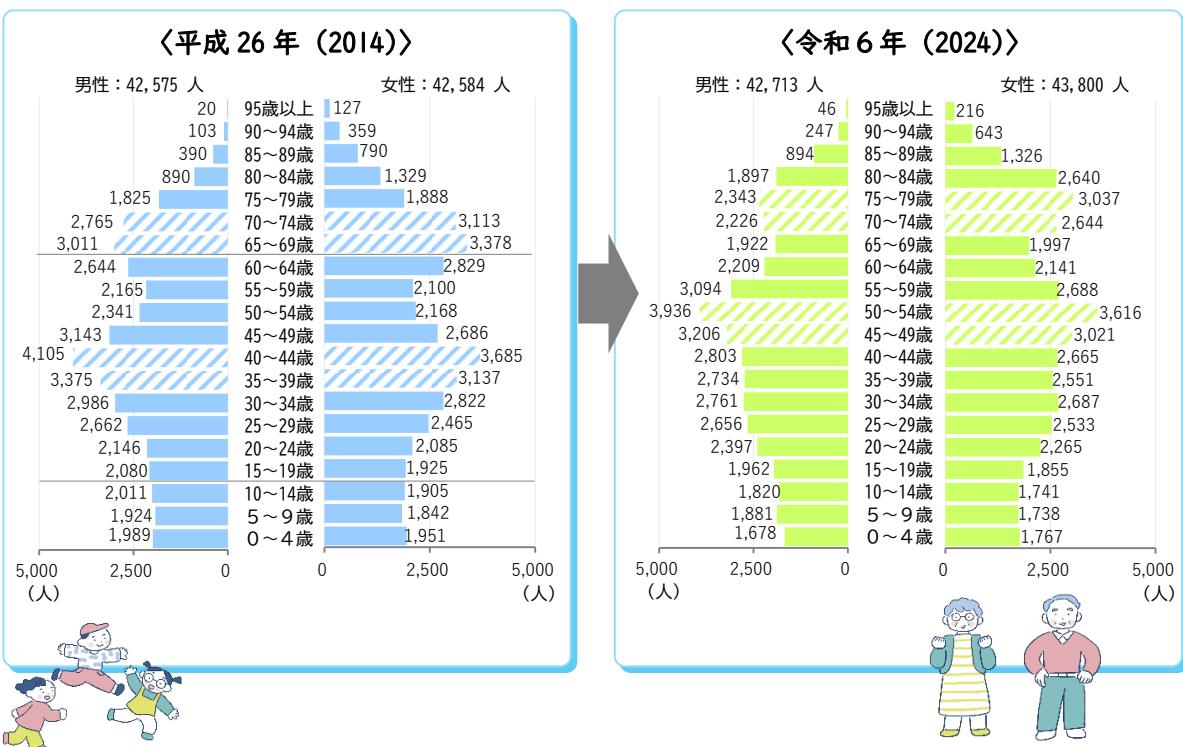
■年齢3区分人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

② 人口構造の変化

生産年齢人口が増加している中で、人口ピラミッドをみると、40歳代後半から50歳代の人口が多いことがわかります。このことから、将来的に高齢者人口が急激に増加する可能性があります。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

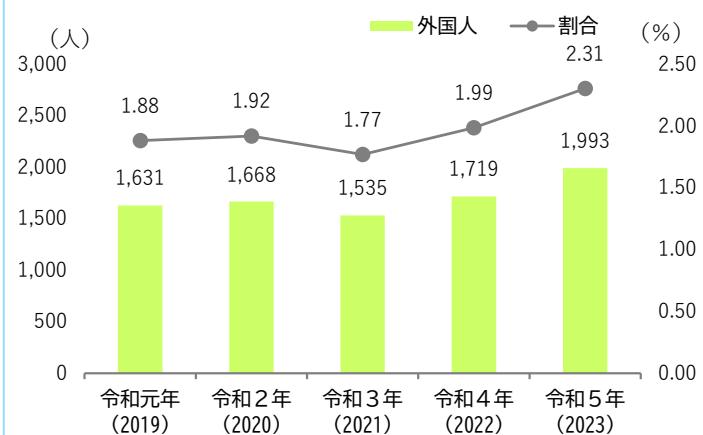
③ 外国人口の推移

外国人人口と人口に対する割をみると、令和元年（2019）から令和5年（2023）にかけて、減少はあったものの、増加傾向にあります。

人口に対する割合は、令和5年（2023）で初めて、2%を超えていきます。



■ 外国人人口の推移と人口に対する割合

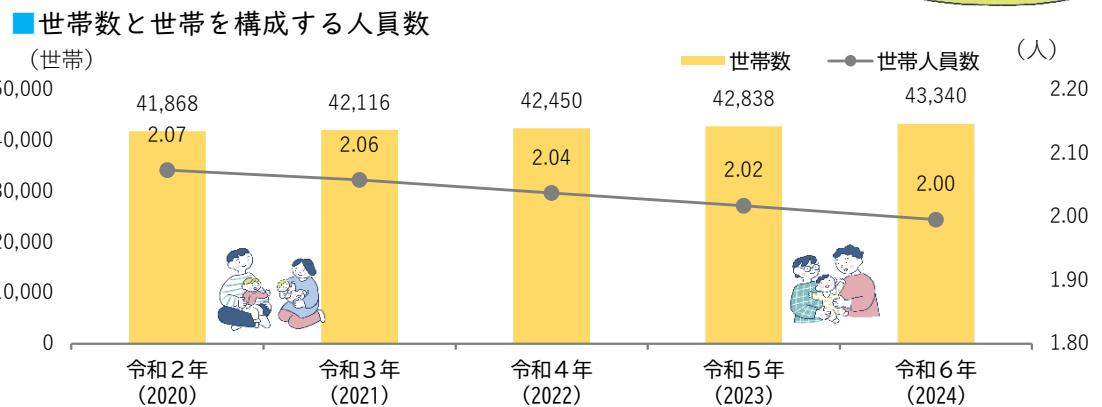


資料：摂津市統計要覧

(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

世帯数を見ると、年々増加しており、令和6年（2024）で43,340世帯となっています。一方、世帯を構成する人員数は、年々減少しており、令和6年（2024）で2.00人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

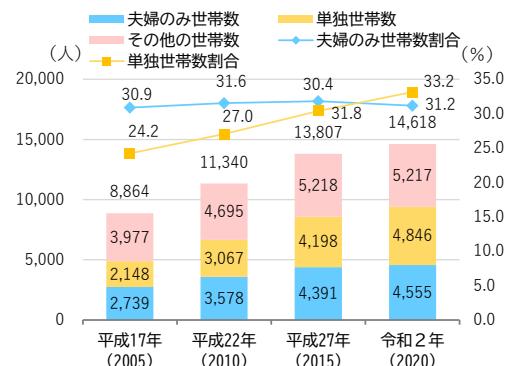
② 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は、年々増加しており、令和2年（2020）時点で14,618世帯となっています。特に、単身世帯の増加がみられ、15年間で2倍以上となっています。



平成17年（2005）
8,864世帯
令和2年（2020）
14,618世帯

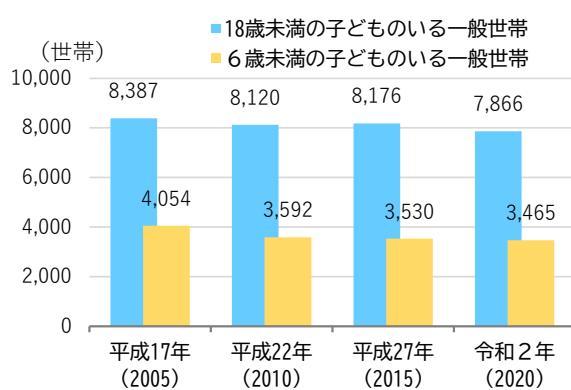
■高齢者のいる世帯数と割合



資料：国勢調査

③ 子どものいる世帯

■子どものいる世帯数と割合



資料：国勢調査

子どものいる世帯をみると、18歳未満の子どもいる一般世帯は年々減少しています。中でも、6歳未満の子どもいる一般世帯は令和2年（2020）時点で3,465世帯となっており、少子化が進んでいることがわかります。

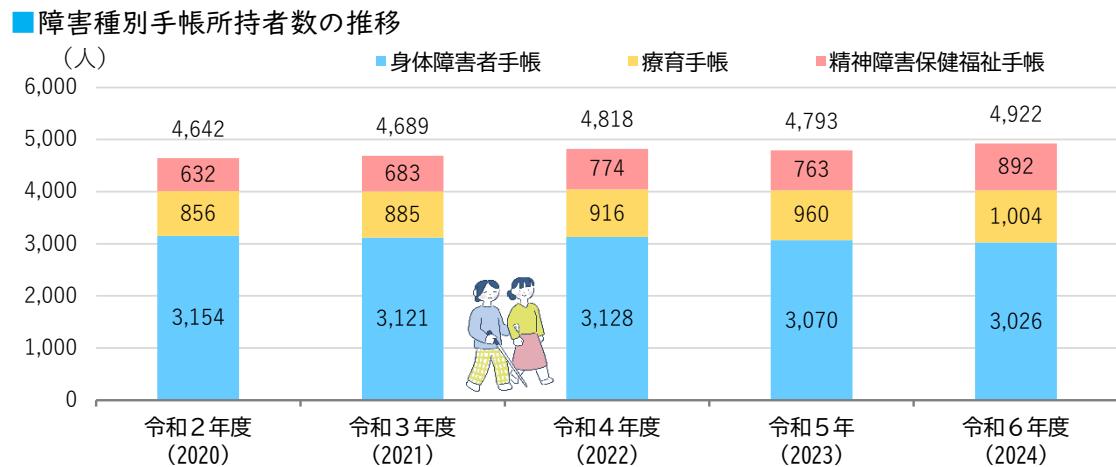


平成17年（2005）
8,387世帯
令和2年（2020）
7,866世帯

(3) 支援を必要とする人の状況

① 障害者手帳所持者の状況

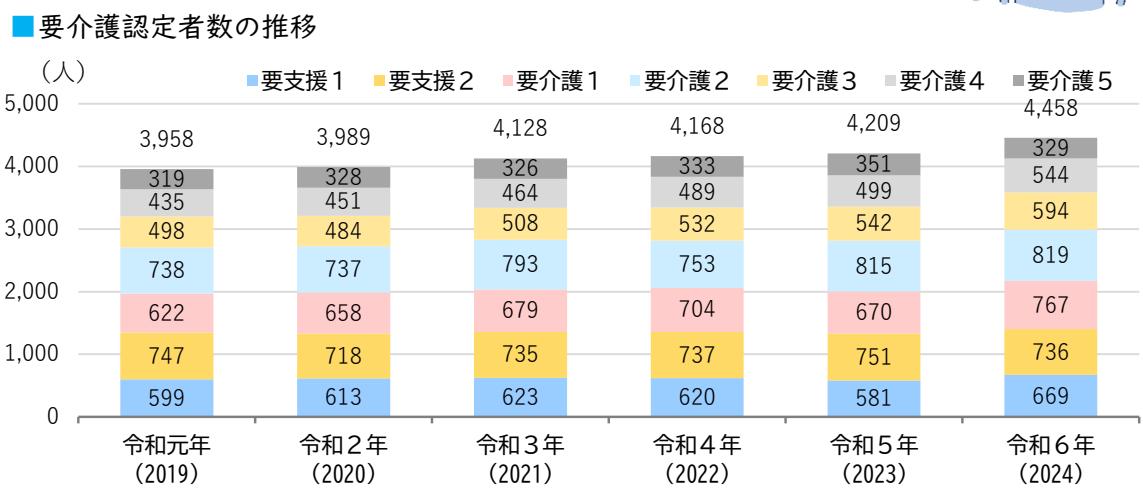
障害者手帳所持者をみると、手帳所持者は年々増加しており、令和6年度（2024）で4,922人となっています。特に、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で増加傾向にあり、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。



資料：摂津市障害福祉課 各年度3月末時点

② 要介護認定者数の推移

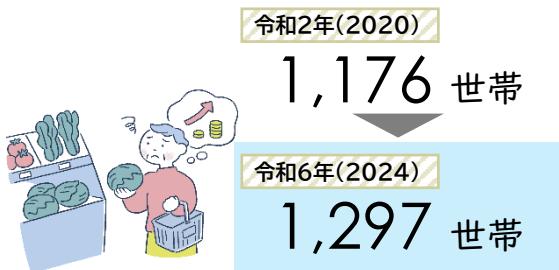
要介護認定者数をみると、認定者は年々増加しており、令和6年度（2024）で4,458人となっています。要介護1から4で増加傾向にあります。



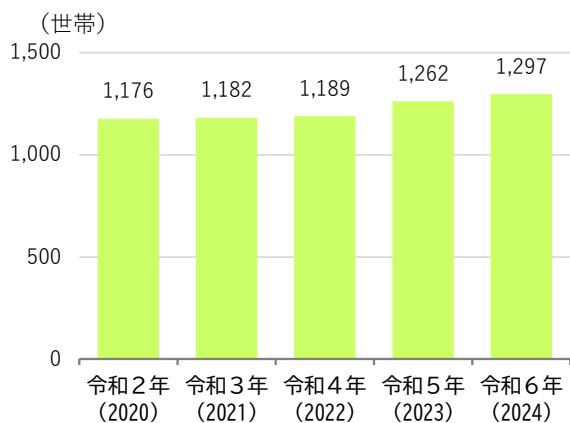
資料：摂津市高齢介護課 各年度3月末時点

③ 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数をみると、世帯数は年々増加しており、令和6年(2024)では1,297世帯となっています。

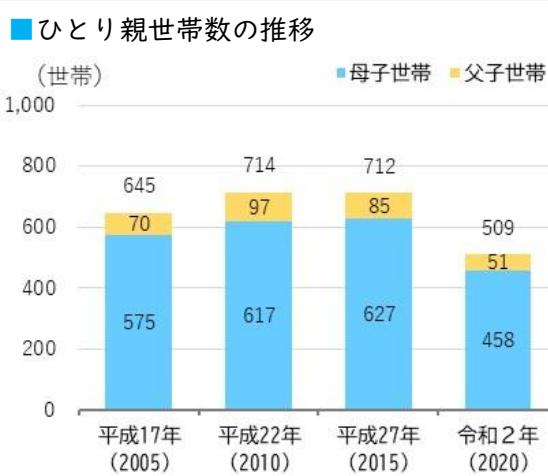


■生活保護世帯数の推移



資料：摂津市生活支援課 各年3月末時点

④ ひとり親世帯の状況



ひとり親世帯数をみると、平成27年(2015)まで、増加していましたが、令和2年(2020)で減少しています。



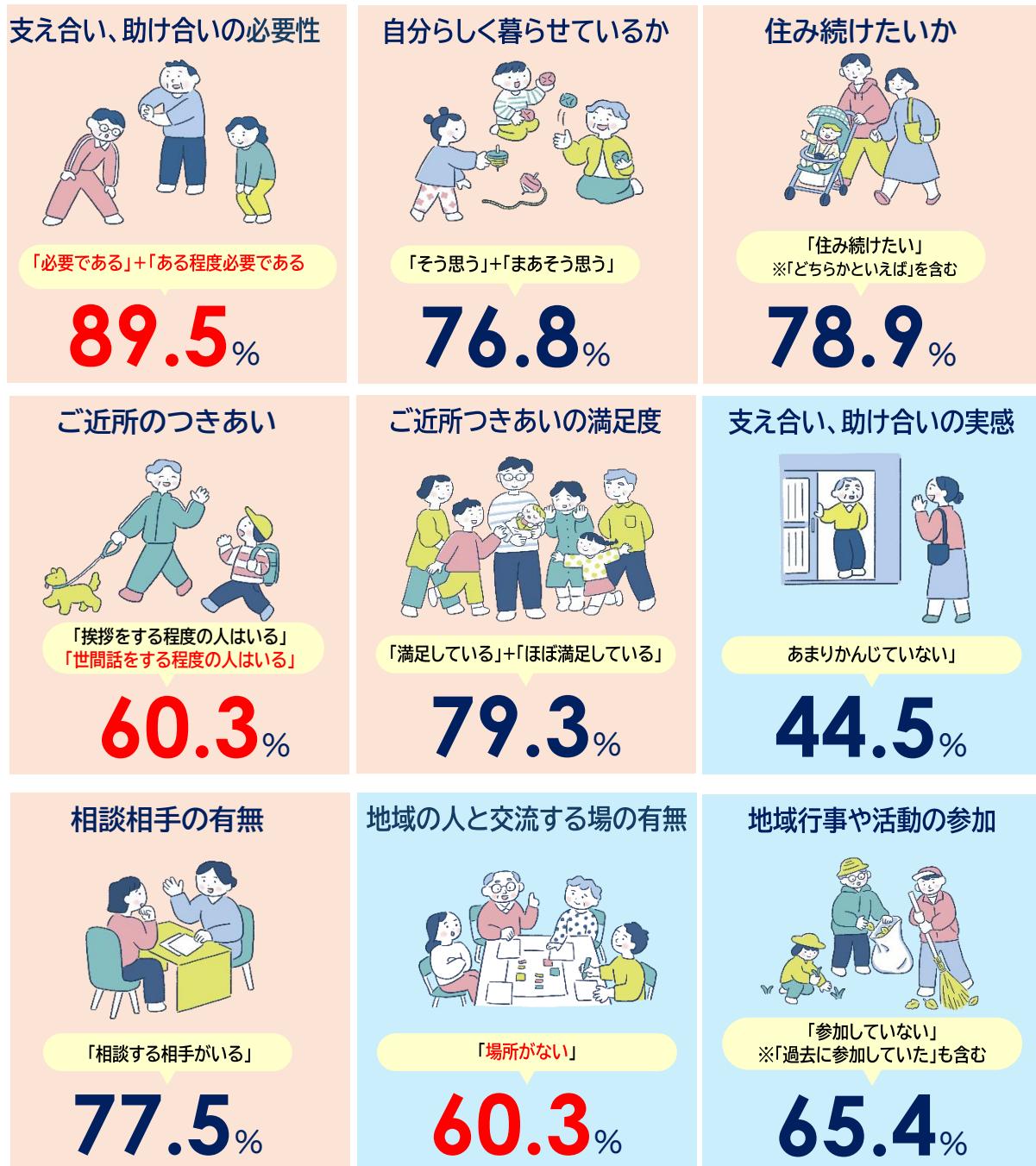
資料：国勢調査

3 アンケート調査からみる現状

統計資料からみた本市の現状を踏まえると、将来的な人口構造の変化、世帯状況の変化を踏まえることが必要であることがわかりました。そうしたことからアンケート調査結果の傾向をまとめています。詳細の概要については、資料編にて掲載しています。

(1) 回答者の傾向

アンケート調査結果からみる回答者の傾向として、ご近所つきあいは「挨拶する程度」が多く、支え合い、助け合いをあまり感じていない方が多くなっています。



（2）地域のつながり方別状況

地域の希薄化が課題となっている中で、アンケート調査結果でも、「挨拶する程度の人はいる」と「世間話をする程度の人はいる」で6割を占めています。その他、地域のつながり方による回答の傾向をまとめています。



住民相互の交流について

○地域とのつながりがある方が「交流が活発」だと感じる割合が高くなり、ほとんどつきあいがない場合だと「活発ではない」「わからない」が高くなっています。

地域の人々による相互の 支え合い、助け合いについて

○地域とのつながりがある方が「支え合い、助け合いを感じる」割合が高く、ほとんどつきあいがない場合だと、「感じない」が高くなっています。

気軽に立ち寄れる 交流の場所について

○地域とのつながりがある方が「交流の場所がある」の割合が高くなっていますが、もっとも多いつながりにおいては、「場所がない」の割合が高くなっています。

地域における人との関わり について

○つきあいの大切さはわかりつつも、「時間に余裕のある人ややる気のある人が、地域と関わる方が良い」の割合が全体的に高くなっています。

傾向のまとめ

地域のつながりと地域活動や住民相互の支え合いとは密接に関わっています。地域のつながりが少ないと、地域課題に対して主体的に捉えることが難しくなるとともに、地域の活動等に対して消極的かつ受動的な傾向が強くなります。

その結果、地域活動への参加の仕方がわからず、「参加できない」と回答している人もいることから、地域への参加支援としてきっかけづくりが求められています。

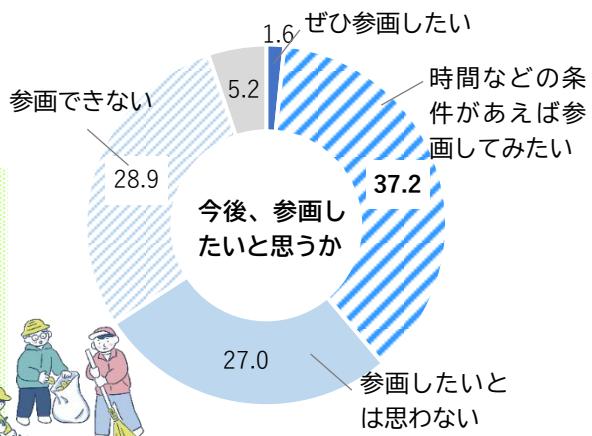
(3) 地域福祉基盤に係る事項

① ボランティア活動等の社会貢献・地域貢献の活動への参画意向

ボランティア活動等の社会貢献・地域貢献の活動への参画については、「時間などの条件があえば参画してみたい」が最も高くなっています。

関連設問の傾向

- ・参画できない人の中には「時間がとれない」を理由にしている人が多くいます。
- ・参画要件として、「自分にあった時間と内容の活動であること」が最も多くなっています。



② ボランティア活動等の社会貢献・地域貢献の活動への参画条件

ボランティア活動等の社会貢献・地域貢献の活動への参画の条件については、「自分にあった時間と内容の活動であること」が最も高くなっています。

関連設問の傾向

- ・参画するには、時間の条件に加え、活動内容が自分にあっていいるかが条件になる人が多くいます。

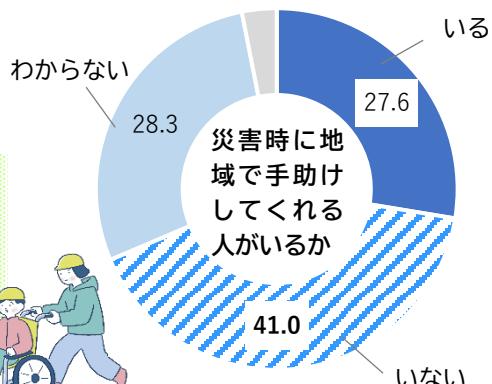


③ 災害時等の緊急時について

災害が起きた際に、地域で手助けしてくれる人がいるか(自力で避難できることを想定して)については、「いない」と回答した人が多くなっています。

関連設問の傾向

- ・日頃からの取り組みとして、「危険個所」「避難所」の把握が最も高かったが、「日頃からのあいさつ、声かけやおつきあい」も同程度、高くなっています。



傾向のまとめ

多様化する生活様式の中、個々のライフスタイルの中で無理なく、相互の支え合い・地域活動に参画できる仕組みづくり求められています。

4 地域福祉懇談会からみる現状

本計画策定にあたり、地域福祉懇談会（ワークショップ形式）を安威川以北地区、安威川以南地区に分けて実施しました。地域福祉懇談会では、「地域のつながり」と「理想の地域」をメインテーマに話し合いました。

傾向のまとめ

アンケート調査結果では、ご近所つきあいは「挨拶する程度」の割合が最も高くなっていますが、地域福祉懇談会では、「挨拶をすること」が重要であるといった意見が多くなっていました。挨拶をすることで、顔見知りになり、顔見知りであることは安心感につながるといった意見が多くなっています。

また、災害時などの緊急時に助け合う、いざという時に支え合う地域であることを理想にあげる意見も多くあり、日頃からの地域のつながりを重要視する傾向がみられます。

〈理想の地域〉※意見抜粋



5 課題のとりまとめと今後の方向性

(1) 地域のつながり方の多様化と担い手の確保

前期計画) 基本目標1に対応

近年、単身世帯の増加、世帯規模の縮小、地域における交流意識の低下といった社会変化から地域のつながりは変容しています。

実施したアンケート調査の結果をみると、近所つきあいは「挨拶する程度」が最も高くなっているものの、近所つきあいの満足度は高く、つながりが希薄化している中でも満足しているということは、つながり方の認識も多様であるということがわかります。

一方で、非常時の助け合い・支え合いのために、日頃からの地域のつながりを重要視する声も多くあります。

また、地域では様々な担い手の高齢化や固定化による担い手不足が課題となっており、新たな担い手の確保のため、個々の生活様式の中で無理なく参画できるきっかけづくり・メニューづくりが重要です。

今後の方向性

- 個々にあった地域のつながり方が実現するための取組が必要
- 多様な主体の参画による「担い手」の確保・育成が必要



(2) 今後も増える複雑化・複合化する課題

前期計画) 基本目標2に対応

分野別の福祉制度では対応が難しい、8050問題、育児と介護のダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題が顕在化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人と人との直接的な交流を減少させ、孤独・孤立の問題を一層深刻化させました。

本市の場合、少子高齢化の進行は緩やかなものの、将来的に高齢化の進行は避けられない状況となっており、今後は複雑化・複合化した課題がますます増える可能性があります。

アンケート調査結果では、課題を抱えていると思われる家庭からの相談を受ける際に、「どこに相談してよいかわからない」の割合が高くなっています。相談体制の強化はもちろんのこと、他分野の事業内容や課題感を相互に理解することから庁内連携の強化が求められています。

今後の方向性

- 市全体で受け止める体制の構築が必要
- 分野を超えた連携によるチーム支援が必要
- （重層的支援体制整備事業）



(3) 支援を必要とする世帯の増加

前期計画〉基本目標3に対応

本市の人口は、横ばいに推移しており、生産年齢人口が増加傾向となっています。しかしながら、世帯の状況をみると、単身世帯の増加に加え、高齢者のいる世帯の増加、子どものいる世帯の減少と、支援を必要とする世帯が今後も増える可能性があります。また、人口ピラミッドをみると、40歳後半から50歳後半の人口が多く、将来的に高齢者の人口が増える可能性があります。

こうした中で、支援を必要とする世帯はますます増加されることが予測され、自ら支援を求めることが難しい潜在的な相談者を早期に把握し、積極的に働きかける「アウトリーチ支援」等、課題を抱える本人の意向や状況に合わせ、支援者が継続的につながる「伴走型支援」及び地域活動等へのつながりを支援することが重要です。

今後の方向性

- 地域で困りごとを受け止め・把握する仕組みづくりが必要
- 地域とのつながり・社会参加への支援が必要



(4) 暮らしに求められる安心

前期計画〉基本目標4に対応

地域で安心して暮らすためには、災害等の緊急時の備えや防犯対策が必要となります。近年、大規模な地震や大型の台風に加え、集中豪雨等、災害対策がより一層必要となっています。防犯対策についても、市民と行政が連携し、地域全体で取り組むことが求められています。

アンケート調査では、災害が起きた際に、地域で手助けをしてくれる人がいるか（自力で避難できないことを想定して）については、「いない」が最も高くなっています。災害への備えとして大事なのは、危険個所や避難所の把握とともに「日頃からの近所つきあい」の割合が高くなっています。

安心して暮らすためには、地域のつながりを改めて見直し、非常時における必要なつながりに係る仕組みづくりを展開する必要があります。

今後の方向性

- 緊急時・災害時の支援体制の充実が必要
- 緊急時・災害時における地域の支え合い・助け合いの仕組みが必要



上記の4つのまとめを踏まえ

より実効性のある計画とするために、施策の変更を実施しました。





第3章

計画の基本的な考え方

1

基本理念（目指す姿）

2

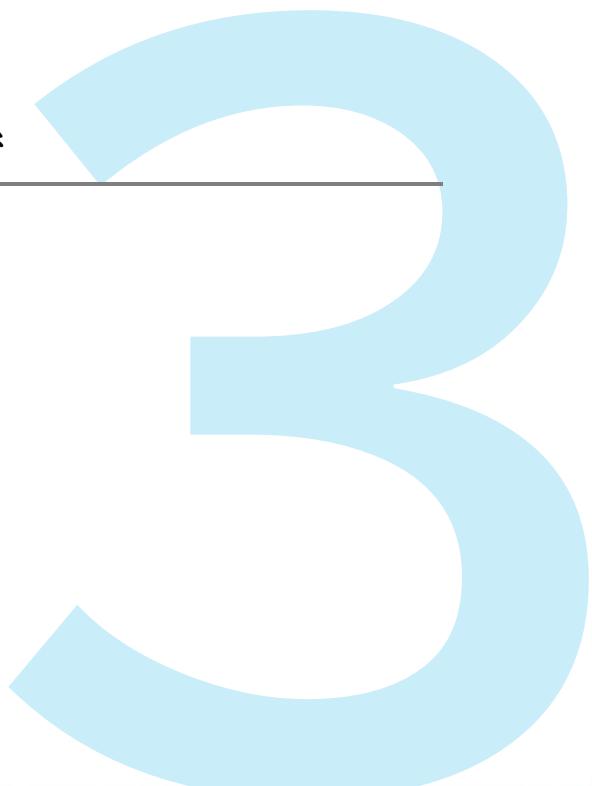
基本目標

3

一体的に推進する項目

4

施策体系



基本理念(目指す姿)

みんなで支え合い育む、誰もが安心して暮らせる、

笑顔あふれるつながりのまちづくり



本計画では、第4期摂津市地域福祉計画で実践してきた取組のさらなる深化・発展を図るため、第4期摂津市地域福祉計画で掲げた基本理念を継承の上、基本目標や施策を整理の上、取組を展開してまいります。

「みんなで支え合い育む」

「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、みんながそれぞれにできることで役割をもってまちづくりに参加することを目指します

「誰もが安心して暮らせる」

多様な主体による地域での見守りの仕組みや、困りごとを市全体で受け止める体制が広がることで、誰もが安心して暮らせる地域が育まれます

「笑顔あふれるつながりの」

生活様式が多様化する中、個々にあった地域とのつながりにより、社会的な孤立や疎外を感じることなく、いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、生きがいや居場所づくりに取り組みます

2 基本目標

基本理念の実現を目指し、下記の基本目標を設定します。

基本目標

1

地域を支える人づくり

住民や地域の多様な主体がつながり、地域が育まれます。

ライフスタイルや地域のつながりへの意識が多様化する中で、地域を支える人を長期的な視点で確保、育成するための施策に取り組みます。

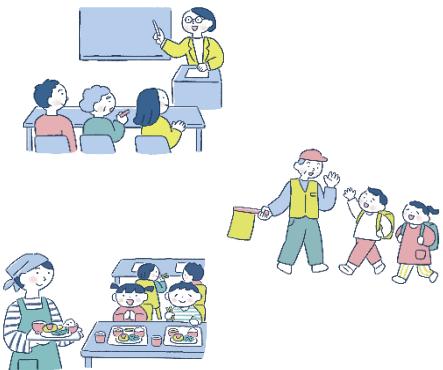


基本目標

2

住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくり

誰もが住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自分らしく暮らすために、社会参加に向けた多様なきっかけづくり、個々の条件に合わせて活躍できる拠点づくり、居心地の良い居場所づくりに取り組みます。



基本目標

3

まち全体で受け止め・支える仕組みづくり

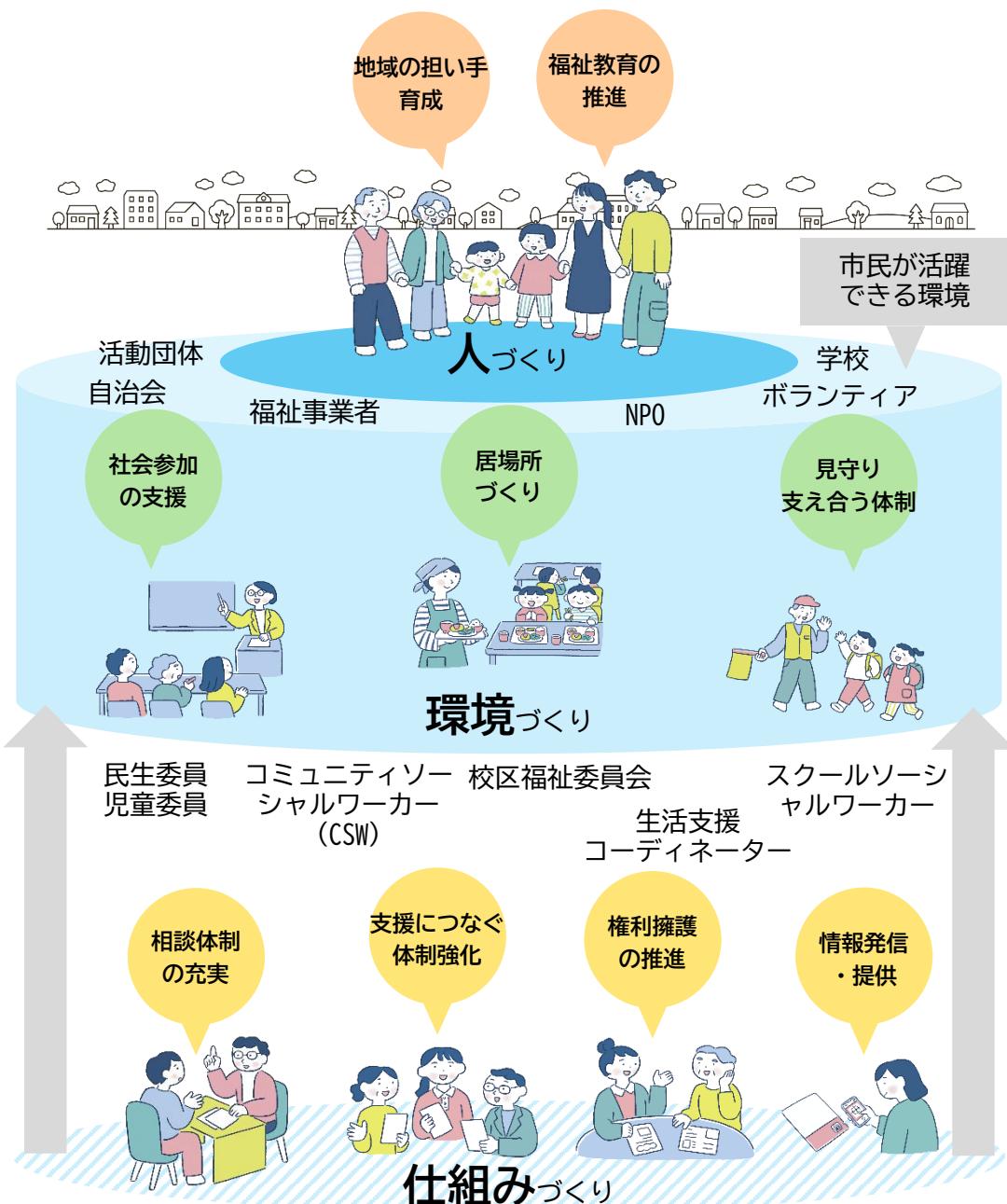
福祉を取り巻く課題は、複雑化・複合化しています。本市に住む誰もが、安心して暮らすことができよう福祉の課題に対して、まち全体で受け止め支えるための仕組みづくりに取り組みます。



地域に関わる様々な人が地域を支え、地域住民みんなが活躍できる環境があり、それらを支える仕組み・基盤があることで、市全体の地域福祉を推進し、基本目標を実現します。

みんなで支え合い育む、誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるつながりのまちづくり

市全体の地域福祉を推進



3 一体的に推進する項目

(1) 重層的支援体制整備実施計画の方針

少子高齢化の進行や単身世帯の増加、価値観の多様化など社会環境が大きく変化したことにより、生活を送る中で直面する課題が複雑化・複合化しています。

子育て、介護、障害、生活困窮などの分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を必要な支援につなげるため、早期発見のためのアウトリーチ*機能の拡充や支援機関の連携強化、個々のニーズに合った居場所や活動とのマッチング機能の強化などに一体的に取り組む重層的支援体制整備事業を展開します。

記載箇所) 基本目標1-1、基本目標○-○、▲-▲、基本目標◆-◆



(2) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）の方針

国全体で高齢化が進むことや、制度が十分に活用されていないことを踏まえ、本人の尊厳を守り、地域社会への参加を実現するために制度の適切な利用を促進することを目的に、「成年後見制度利用促進法」が平成28年5月に施行されました。

本市においても、今後、高齢化の進展やひとり暮らし高齢者世帯の増加などによりニーズの増加・多様化が見込まれることを踏まえて、関係部署・機関が連携し、成年後見制度の理解促進並びに利用促進に係る取組を展開します。

記載箇所) 基本目標1-1、基本目標○-○、▲-▲、基本目標◆-◆

(3) 再犯防止の取組み（地域再犯防止計画）の方針

過去に犯罪や非行をした人が、地域社会の中で孤立しない仕組みを構築していくため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が施行されました。

犯罪をした人などが、再犯をすることなく地域で安定した生活を送るためには、福祉的支援と地域の理解が必要であり、本市においては、引き続き、関係団体と連携し、再犯防止に向けた更生保護の取組を展開するとともに、市民への周知・啓発等に係る取組を推進します。

記載箇所) 基本目標1-1、基本目標○-○、▲-▲、基本目標◆-◆

4 施策体系



みんなで支え合い育む、誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるつながりのまちづくり

1



地域を支える
人づくり

2



住み慣れた地域で
自分らしく暮らせる
環境づくり

3



まち全体で
受け止め・支える
仕組みづくり

地域を支える
担い手の確保

社会参加（生きがいづ
くり）の支援

相談体制の充実

福祉教育の推進

多様な居場所
・拠点づくりの推進

支援につなぐ見守り
体制の強化

支え支えられる
関係づくり

地域で見守り
・支え合う体制づくり

権利擁護の推進



情報発信・提供の充実



第4章

具体的な施策の推進



地域を支える人づくり



住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくり



まち全体で受け止め・支える仕組みづくり



基本目標1 地域を支える人づくり

施策1 地域を支える担い手の確保

施策の文章が入ります。

目指す姿

○目指す姿に関する文章が入ります。

〈現状・課題〉

統計資料

施策に関連した統計資料について記載します。

アンケート

施策に関連したアンケートの傾向について記載します。

地域福祉
懇談会

施策に関連した地域福祉懇談会の意見を記載します。

施策評価

施策に関連した施策評価の課題を記載します。

〈具体的な取組〉

1 地域を支える担い手の確保

内容

取り組み内容の文章が入ります。

関連事業

○関連事業を記載します。

担当課

担当課が入ります。

資料編



関係法令



地域福祉計画推進協議会委員名簿



策定スケジュール



用語解説

1 関係法令

※推進協議会設置要綱

2 地域福祉計画推進協議会委員名簿

名簿

3 策定スケジュール

4 用語解説

※アンケート調査